

令和3年2月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 守永委員、15番 長富委員
にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第7号第1項について説明いたします。議案は2
ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積275㎡で、
畑の面積が275㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は7,454㎡です。
権利の種類は、所有権移転で売買です。

譲渡人は、●●●の●●●さん、同じく●●●の●●●さん、2
名の共有地です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外に居住しており、
維持、管理が難しいこと、耕作が困難なことから申請地を譲り渡す
ことを考えておられ、譲受人の●●●さんはこの度、子と同居する
にあたり、家庭菜園を探されていたことから合意に至り、両者連名
により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、●●●歳で、田が約7反、畑が約2畝の
あわせて、約7反の農業経営に従事されており、主に水稻栽培され
ています。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、奥さんが1
50日となっています。又、子供さんが手伝われるということです。

次に場所ですが、現地については、2月3日、●●●地区担当の
●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から西に1kmの地点にあり、着色した箇所と

なります。ここが申請地ですが、●●●はこちら側でこの辺りに●●●があります。●●●さんの自宅からは、10数kmですが、同居予定の住宅からは1km程度です。●●●沿いで、●●●の手前となります。

営農計画ですが、権利取得後は野菜、果樹を栽培されます。作物は主に自家消費となります。

農機具の保有状況は、トラクター1台、管理機1台、草刈機1台、コンバイン1台、乾燥調製機械1式、軽トラック1台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきまして、2月3日、●●●推進委員、事務局、私とで現地確認をいたしました。内容につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ここは少し奥まった所で、入り口は国道側から共有であります。道がありまして、その緑の部分は行き止まりです。ここの手前の入り口の左側に、以前5条で転用がかかりました●●●が建っております。その奥になりますが、昔は荒れておりまして、昨年のはじめごろの前の転用の時に、奥をきれいにしてくださいとお願いしていたところ、笹や藪など無くなってきれいになっておりました。まわりは全部道路、通路ということで、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第2項と第3項は関連がありますので、同時審議とします。
事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。議案は3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,903
㎡外3筆です。田の面積は5,325㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は14,213㎡で
す。権利の種類は所有権移転で売買です。

譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが、県外在住で、維持、
管理が難しいこと、後継者もないことから、申請地を譲り渡すこ
とを考えておられ、譲受人の●●●さんは、耕作地の近くであるこ
とから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約1町3反、畑が
1反の、約1町4反の農業経営に従事されており、年間農作業従事
日数は、ご本人が300日、奥さんが300日となっています。

次に場所ですが、現地については、2月4日、●●●委員さん、
●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、北西へ約0.5kmの地点にあり、着色
した箇所となります。●●●線沿いの、●●●の手前になります。
●●●さんの自宅から、数百mの場所です。

続いて、第3項についてご説明します。

申請地は●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,062㎡
です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は14,213㎡で
す。権利の種類は所有権移転で売買です。

譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で、維持、
管理が難しいこと、後継者もないことから、申請地を譲り渡すこ
とを考えておられ、譲受人の●●●さんは、耕作地の近くであるこ
とから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

場所ですが、2件とも似たような所でございます。●●●がこちらにありまして、●●●がこちらにありまして、こちらに●●●に向う信号がございます。場所は、少し戻っていただいて、少し中に入って川と私道の間のこの3筆と最初の筆はこちらでございます。周辺一帯は基盤整備がされており、申請地も整備田です。

営農計画ですが、取得後は水稻を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、草刈機1台、コンバイン1台、乾燥調製機械1式、軽トラック1台を保有されています。

以上農地法第3条2項、各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第11番 この件につきましては、事務局から説明があったとおりです。前任者と小作契約を結んでおられたのですが、その方が病気になられて、もう耕作できないということで、新しい方を探しておられたわけです。●●●さんがすぐ家のへりで周りを作っておられましたので、まだ頑張れるということで購入されました。その一部ですが昔、よそから来られた方が花を作るということで、ハウスを建てて花を作っておられました。現実、ハウスが残っていますが、その方は辞められて帰られました。ハウスはそのままですけど、●●●さんが地域の方と協力してされるということで、現状のまま購入されました。お二人とも県外に出られて、なかなか難しい状態ですので、耕作者が見つかって耕作されるということで、良いことですのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項・第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項・第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第8号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第8号第1項について説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に附属する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積468㎡外4筆で、合計の面積が2,850㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。

場所ですが、●●●の方、旧道を入りまして●●●になりますが、こちらが●●●です。こちらが●●●でございまして街の中でございます。空き家に附属する農地ということで、空き家がこちらになります。県道から入ったところでございます、この道を入れてこの家でございます。ここに川があって道はないのですが、こちらになります。

以上、申請書が出されております。問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきまして、2月10日に事務局2名と●●●委員、●●●推進委員、私とで現地確認を行いました。内容につきましては先ほど、事務局から説明があったとおりでございます。空き家バンクということで、家のほうは地元の親戚の方が管理しておられます。それはあまり関係ないですが、今日の議題の田につきましては、地元の農家の方が一年を通して、田をすいたり、草を刈ったりされておられるようで、大変きれいに整備されておりました。空き家バンクの登録ということで、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
空き家バンクに登録されているということですが、購入予定とかそういうところまでいっているのですか。

事務局 はい。今のところ一応内定しており、お話しはいただいております。●●●のご出身の方で、●●●さんという方ですが、こちらに帰られて、はじめはご実家に住むとのことでしたが、一応この家を求めて住まわれるということで、現在●●●の●●●、食堂をされているという事で、こちらに帰ったら食材といいますか、食堂料理を●●●に出して行きたいということで、食材を提供するというところでございます。

議 長 それは良いことですね。
空き家バンクに登録してもなかなか決まらないということで、私も一つお願いしている物件が●●●にあるのですが、3、4人見られましたが決まりませんでした。ちょっと気になって質問しました。

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第9号第1項についてご説明します。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ173mに位置する、公共投資の対象となっていない第2種農地です。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積28㎡外1筆、合計285㎡です。転用者は●●●の●●●さんです。

場所ですが、このあたりに●●●の●●●がありまして、川を渡ってここに●●●の●●●がございまして。こちらに●●●の●●●があつて、もう少しこちらに行くと●●●がございまして。申請地は逆側のこちらになっております。

(スクリーンに分間図を表示)

転用の目的ですが、転用者が父親から農地を譲り受け、自己用住宅を建築するもので適当です。

申請地は、東側・北側は宅地、西側は畑、南側は道路に接しています。隣接農地承諾書が提出されており適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

続きまして、用排水計画ですが、雨水は敷地内に側溝とためますを設置し、敷地に勾配をつけて、雨水が側溝に流れるようにして、側溝を南側市道内の集落排水路へ接続し流入させ、汚水は同じく市道内の公共下水道に接続させるため、適当です。

被害防除計画ですが、盛土と切土を行い、整地・造成します。隣接農地との法面には、既に擁壁を設置済みです。土砂等の流出のおそれはなく適当です。

最後に、敷地面積が500㎡以下で、建ぺい率も22%以上であるため適当です。

以上ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 5 番 事務局から説明があったとおりでございまして、何ら付け加えることはないのですが、親の農地に子が家を建てるということで、賛成しておりますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第10号「非農地判断について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号、非農地判断について説明いたします。議案7ページと議案第10号(別紙)の一覧表をご覧ください。

農業委員会は、「農地法の運用について」第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

今回、別紙の一覧表に記載してある土地は、本年度の利用状況調査(農地パトロール)等により確認し、再生利用が困難な農地であり、農地法第2条第1項にいう「耕作の目的に供される土地」に該当しないと判断したものです。

別紙の一覧表は地域ごとに通し番号を付し、集計しています。各地域の合計ですが、旧萩地域124筆、163, 200㎡、川上地域21筆、14, 488㎡、田万川地域93筆、84, 525㎡、むつみ地域109筆、115, 529㎡、須佐地域100筆、88, 646.77㎡、旭地域94筆、103, 529㎡、福栄地域102筆、104, 393㎡、全体の合計で643筆、674, 310.77㎡です。

あわせて、お手元にお配りしております1枚紙の議案第10号参考資料をご覧ください。見にくい表で申し訳ありませんが、この数

字が令和2年度の農地パトロールの成果です。左下の全体合計ですが、再生可能な遊休農地（荒廃農地A分類）の面積は63.4ha、非農地判断対象である荒廃農地B分類の面積は179.1haとなっています。

資料の右半分は、平成30年度から今回までの非農地判断済み農地の累計と地域別の合計です。全体で1,456筆、約162haとなっています。

非農地判断を行った農地については、農地台帳の整理及び所有者への通知等を行います。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
萩市全体の農地面積はどのくらいで、その内非農地判断したのがどのくらいですか。

事務局 今、会長の方から現在の萩市全体の農地面積がいくらかということでご質問がありました。

農地台帳で整理している面積が、5,720haになります。この5,720haに対して、非農地判断を行った農地は、この面積の中に入れないので、パーセントは出ないのですが、パーセントを出すとしたら、県が公表する耕地面積をもとにして出します。再生可能な遊休農地A分類が63.4haなんですけれども、この割合が1.4%になります。全体の耕地面積の内、今再生可能な遊休農地が1.4%となっております。

今年度は、B分類非農地判断対象となっている農地の確認を中心に行いましたので、平成30年度からの実績でいいますと、令和2年度が一番多くなっておりませんが、今現在でも179haがまだ非農地判断対象ということで、そちらの整備も次年度以降やっていきたいと考えております。以上でございます。

(発言なし)

議長 他に質問はございませんか。特に発言がないようですので、以上で議案第10号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 すみませんが、議案の訂正をお願いいたします。9ページ下から2番目の第3項ですが、●●●さんになっておりますが、これを●●●、●●●に訂正をお願いします。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明します。

第1項と2項は、●●●を介した、中間管理事業で、受け手から出し手まで一連の解約となります。

第1項、●●●、地目、登記・現況とも畑、面積2,783㎡です。

賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●です。

第2項につきましては、同じ地番になりますが、賃借人は●●●の●●●で、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は自己管理となります。

第3項と4項は、●●●を介した、中間管理事業で、受け手から出し手まで一連の解約となります。

第3項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,675㎡です。

賃借人は、●●●の●●●で賃貸人は、●●●の●●●です。

第4項は、賃借人は●●●の●●●で、賃貸人は●●●の●●●さんです。

解約後は転用の予定です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第11号の報告は終了します。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年2月16日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 宇永 正敏

委員 長富 繁美